

# 憲法OBA MJ 連載の現在いま

《 憲法問題特別委員会だより 》

## 第73回 憲法市民講座報告 「沖縄はどこに向かうのか～憲法の観点 から基地問題を読み解く(7月15日実施)」

憲法問題特別委員会 事務局長 和田 義之

1 よく言われることであるが、人は自分の見たい事実しか見ないし、信じたい言説しか信じない。自分の世界観に都合の良い事実、その都度の興味や猜疑心を満たしてくれる言説を探し回り、自分が見つけた1%の事実を100%の現実であるかのように思い込む。都合の悪い事実を見ないようにすると、意見が対立する問題での議論自体が成り立たなくなり、小集団での議論は極端化する。サンスティーンも言っているように、熟議民主主義が簡単に実践できない理由もそこにある。

2 昨年度からほぼ毎月のペースで行っている憲法市民講座であるが、本年7月は沖縄から高木吉朗弁護士を招き、基地問題についての講演が行われた。この問題については、本土側と沖縄側の認識のギャップが大きいように思える。本土のマスコミでも、沖縄の基地問題に関する報道の機会は増えてきている。しかし、例えば普天間基地は何もない場所に基地ができた後に住民が近づいたという言説、沖縄は基地があるからこそ経済が回っているという言説が、本土では時に声高に主張される。事実認識に齟齬があれば、解決策について冷静な議論ができないのは当然である。そういうわけで、沖縄の歴史と現状を知ることが第一の目的として、本講演は開催された。議論の分かれる問題での市民向け講演はいろいろ気をつかうところであるが、判断の根拠となる事実を提供するくらいは許されるだろう。それに、日弁連は、

沖縄の基地問題で意見書や会長声明を出したこともある。

3 講演では、まず沖縄の基地の成り立ちが説明された。極東最大の米軍基地である嘉手納基地は、日本軍の飛行場であったところを周辺の15の集落を押しつぶして40倍に拡大して作った米軍基地である。「世界でもっとも危険な基地」と言われる普天間飛行場は、住民を6つの集落から追い出して収容した後に建設された。いずれも「何もない場所」に作られたものではない。

それでも1951年の時点では本土の米軍基地面積は沖縄のそれより遥かに広がった。その後沖縄に基地が集約されるようになった大きな要因が、「銃剣とブルドーザー」と呼ばれる米軍による暴力的土地接収である。50年代に行われた土地接収を通じて、沖縄の米軍基地は1.7倍に拡大した。その後も、本土における反基地闘争が進むのと同様に沖縄に基地が集約された。現時点では沖縄の米軍基地の密度は本土の300倍以上であり、全国の米軍基地の74%が沖縄に集中している。聞く人によっては、これらは基礎的知識かもしれない。

4 続いて、沖縄に基地が集約されていく過程での本土の関与を示す、いくつかの事実が提示された。この箇所については、知らないという人が大部分だったのではないかと思う。ここではその一部を列挙する。

- 1945年11月の第89回帝国議会において女性の選挙権が認められた一方で、沖縄県民の選挙権が停止された。「凡そ此度の戦争において沖縄県の払いました犠牲は、その質において恐らく全国一ではありませんまいか。此の県民の忠誠に対して、政府は県民の代表が帝国議会において失われんとするに当たりまして、あらゆる手段を尽くし、これを防ぎ止めねばならぬと存じます」とは、その際の沖縄県選出議員漢那憲和の議会発言である。結局、沖縄県民は新憲法や安保条約についての国会審議には全く代表を送りこめず、議論にも参加できなかった。沖縄戦での特別な犠牲が後世全く省みられていないという状況は、今に至るまで続いている。
- 銃剣とブルドーザーによる土地接収が行われていた際、比嘉秀平琉球政府主席は軍用地問題の解決を訴えようと上京したが、対応した外務省は「沖縄の統治は完全に米国の責任であって、日本政府が干渉すべきではない」と答えた。
- 1971年1月の佐藤・ニクソン会談において、米側は、沖縄に配備されていたP3C（対潜水艦哨戒機）を岩国基地か三沢基地に移転しようと提案した。ところが、同行していた福田外相は「P3Cが岩国基地や三沢基地に移転すれば、政治的問題を引き起こす」と述べ、本土ではなく沖縄の別の基地に移転するよう要請した。その結果、P3Cは嘉手納基地に移転されたという経緯がある。
- 普天間基地の移設先が議論されていた1998年、梶山静六官房長官は、政府と沖縄県との折衝仲介役をしていた下河辺淳氏に書簡を送り、その中で、普天間基地の移設先を本土にした場合には「本土の反対勢力が組織的に住民投票運動を起すことが予想されます」と述べていたことが明らかとなった。本土を守るために沖縄を利用するという構図は、沖縄戦以降も綿々と伝統のように続いている。

**5** 最後に、辺野古基地をめぐる問題と現在の訴訟の状況について紹介された。その中で、沖縄の基地問題は沖縄だけの問題ではなく、そもそも本土側が作り出してきた問題であり、日本全体の問題であるということが示され、80名以上の参加者を得た講演は

終了となった。

講演では多岐にわたる論点について報告がなされ、2時間ではとても足りない状態であった。沖縄の現状、日米地位協定、辺野古をめぐる訴訟の状況に触れながら、それに至る歴史的経緯を基本的な事項からわかりやすく、辺野古移転賛成派にも反対派にも納得してもらえるように、という非常に困難な注文に対し、時間内にできる限り答えてもらった感じである。

沖縄ではなく日本の問題であるという点に関し、ちょうど本年7月28日の日経新聞で、大西仁・東北大学特任教授の論評が掲載されていた。そこでは、日本の平和主義は「護憲」だけで支えられてきたものではなく、戦後日本の国民と政府は、(1)平和憲法 (2)自衛隊 (3)日米安保体制 (4)東アジア隣国との相互信頼関係 (5)国際貢献——の5本柱を平和と安全を追求するための基礎要素として採用して、バランスよく活用してきた、との見解が示されている。5本柱のうちの重要な一つである日米安保体制の負担を一身に受けてきたのが沖縄である。護憲にせよ改憲にせよ、日本の平和主義の意味と役割を考える上で、この沖縄の負担を無視することはできないように思われる。

**6** さて、今回は沖縄企画というだけでなく、講師である高木吉朗弁護士が久しぶりに当委員会に戻ってくるという機会でもあった。高木弁護士は、大阪で弁護士登録（50期）し、当憲法問題特別委員会に所属していた。3年前に沖縄弁護士会に移籍し、今は沖縄弁護士会憲法委員会委員長を務めている。大阪時代には、当委員会で開催した「憲法9条改正問題と平和主義」を共同執筆したほか、講演等の機会も多く、今回の講演では高木ファンの市民の方々も沢山来られていた。当委員会の憲法劇台本の作成担当でもあった。そういえば高木さんが大阪にいたころは、右も左も市民の出演者も一緒になって楽しく憲法劇を作っていた。弁護士会の会議室で、差し入れのドーナツを食べながら夜遅くまで劇の練習をしていたのが懐かしい思い出である。またあいうことをしたいですねと話しながら、高木さんの帰りを見送った今回の憲法講座であった。